

個別審議用 調査票（概要）

法人名	（公財）大阪府都市整備推進センター
役職名（勤務形態）	理事長（常勤）、常務理事（常勤）、常務理事（タウン事業本部担当）（常勤）

前回審議会意見（平成28年7月）

【（公財）大阪府都市整備推進センター 理事長（常勤）、常務理事（常勤）】

《人的関与の必要性が認められる》

大阪府タウン管理財団との統合を控えており、統合後の法人のあり方等について、府及び関係団体と円滑な調整を行う観点からまちづくり行政に精通した府関係者の配置が必要と考える。

また、巨大地震対策関連で喫緊の課題である密集市街地対策をはじめ法人が行うまちづくりの支援事業については、府との役割分担のもと、府のまちづくり施策と整合を図り、市町村・関係住民等と取組を進めていく必要がある。

そのため、府において市町村・地域住民と一体となったまちづくりの経験・知識を十分に有し、これら施策上の要請に応える者が役員に就任し、適切な役割分担のもと、これら業務を法人経営上の観点から所掌し、指揮統括することが必要であると認められる。

さらに、公益目的事業の柱の一つである阪南2区事業においても、受入土量を確保するためには、府、市町村をはじめとする公的団体の公共事業の状況を把握し、適切な調整を行える府関係者を配置することが適当である。

【（一財）大阪府タウン管理財団 理事長（常勤）、常務理事（兼千里事業本部長）（常勤）】

《人的関与の必要性が条件付きで認められる》

当該法人は、速やかな事業の縮小が課題であり、かつその内容は、地元自治体等への資産の継承（処分）が主たる課題であることから、市町村との調整・折衝等の十分な経験を有した府関係者が就任し、その陣頭指揮にあたることは、妥当な対応であると考えられる。また、事業拠点が千里・りんくうと分散しており、それぞれに意思決定の現地性が求められることから、2名の常勤役員に府関係者を配置することもやむをえない。

なお、府関係者の配置は、大阪府都市整備推進センターとの統合を実現するまでとし、この間においては資産処分の状況をみながら、各事業拠点における常勤役員の配置の必要性を点検することが適当と考える。

【評価項目1：取り組むべき課題のポイント】

- 市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりの推進、公共用地の有効活用による都市環境の改善及び建設発生土等を活用した環境共生型のまちづくりを行うことにより、大阪府域の秩序ある良好な市街地の形成
- 千里丘陵地区及び泉北丘陵地区におけるまちづくり並びに居住者等の利便性の確保
- 統合法人の円滑な業務運営と組織体制の強化

【評価項目2：法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

【理事長（常勤）、常務理事（常勤）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
 - 中期経営計画の策定・変更に関する決定
 - 各年度の経営目標の設定
 - 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- これら事項等について、重要事項を理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。

【常務理事（タウン事業本部担当）（常勤）】

- 旧タウン管理財団の事業責任者としての指示・意思決定
- 資産処分にあたり、地元市や関係機関と協議・調整
- 行政経験者として、公平性・平等性に十分配慮した公益事業の実施